

乳用牛群検定にかかる検定員用ハンディーターミナル および関連機器の貸与要領

平成24年10月23日付け24改団A第534号(電)
平成25年7月1日付け25家改事(電)第388号
平成28年1月8日付け27家改事(分)第936号
平成28年4月12日付け28家改事(分)第177号
平成29年4月19日付け29家改事(分)第118号
平成30年6月22日付け30家改事(分)第426号
令和元年6月14日付け元家改事(分)第395号
令和3年6月21日付け3家改事(分)第326号
令和4年6月17日付け4家改事(分)第317号
令和5年11月30日付け5家改事(分)第830号
令和6年7月24日付け6家改事(分)第488号
令和7年6月24日付け7家改事(分)第331号
令和8年6月10日付け8家改事(分)第304号

第1 目的

乳用牛群検定事業において検定員が使用するハンディーターミナルおよび関連機器(以下、ハンディーターミナルとあわせて「HT」という。)は、事業の円滑な実施のためには必要不可欠なものです。しかし、HTの購入にかかる費用負担は、各牛群検定組合にとって大きなものとなっています。そこで、家畜改良事業団(以下「事業団」という。)においてHTを貸与し、各牛群検定組合の負担を軽減することを目的とします。

第2 HT貸与の対象者および方法

乳用牛群検定事業にかかる事業実施主体又は乳用牛群検定組合(以下、事業実施主体とあわせて「検定組合」という。)に貸与します。検定組合の代表者は、事業団理事長と、HTの貸与にかかる契約(別紙、以下「契約」という。)を交わすこととします。

第3 貸与するHTおよび期間

(1) HT

牛群検定で使用する第4のHTを、有償にて検定組合に貸与します。

(2) 期間

貸与期間は5年間とします。

第4 HTの使用料は年額とし、下記のとおりとします。

- | | | | |
|-----------------|-----------------------|----|--------------|
| (1) アルファ社製 | Storm (LTEモデル) | 1台 | 18,600円 (税別) |
| (2) アルファ社製 | Storm (LTEなしモデル) | 1台 | 16,080円 (税別) |
| (3) セイコーインスツル社製 | サーマルプリンタ (AC・バッテリー込み) | 1台 | 10,440円 (税別) |
| (4) 三栄電機社製 | サーマルプリンタ (AC・バッテリー込み) | 1台 | 8,520円 (税別) |

ただし、それぞれ複数台を要する場合は、台数を乗じた価格とする

第5 年間使用料の支払い

毎年3月末日締めで年間使用料を事業団から請求しますので、同年5月末日までに支払いを完了させてください。

第6 HT貸与の実施

(1) 申請

HTの貸与を希望する検定組合は、別に定める期日までに「検定員用ハンディーターミナルおよび関連機器の貸与申請書」を事業団理事長に提出してください。

(2) 契約

事業団より契約書を送付します。捺印のうえ返送してください。

(3) HTの貸与

契約の締結後、事業団が定める業者（以下「業者」という。）よりHTを送付します。

第7 HTの管理

検定組合は善良なる管理者としての注意義務をもってHTの管理に努めてください。また、HTの管理および使用にかかる経費は検定組合が負担するものとします。

なお、貸与期間内に紛失したときは、検定組合に賠償の責が有するものとします。

第8 故障

HTが故障した場合の修理は業者と検定組合間で別途有償により行います。HTの送付が必要な場合の送料は発送する者の負担となります。ただし、メーカー保証が適用になる故障の場合はこの限りではありません。

第9 終了後の無償譲渡

契約期間が終了した場合、貸与HTを無償譲渡します。

第10 契約の中途解約

本契約の中途解約を行う場合は、第4に定める価格に残りの契約年数を乗じた金額を事業団に支払うものとします。なお、この場合は第9に定める契約の終了と同様に、貸与HTを無償譲渡します。

第11 賠償

第7による賠償は、第10に準ずるものとします。

第12 支払いの遅延

第5による期日を過ぎても、支払いが完了しない場合は、事業団は第10により、契約を中途解約することができるものとします。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、実施について必要な事項は事業団理事長が別に定めます。